## 添付の必要な書類

行為の種類		図 書
景観法第16条 第1項第1号 又は第2号に 掲げる行為 (眺望景観形 成重点区域を 除く。)	1	位置及び周辺の状況を表示する図面で縮尺 1/2,500 以上のもの
	2	敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
	3	当該敷地内における建築物等の位置を表示する図面で縮尺 1/100 以上のもの
	4	彩色が施された2面以上の立面図で縮尺1/50以上のもの
	5	建築物等の平面図で縮尺 1/100 以上のもの
	6	その他参考となるべき事項を記載した図書
景観法第16条 第1項第1号 又は第2号に 掲げる行為 (眺望景観形 成重点区域)	1	位置及び周辺の状況を表示する図面で縮尺 1/2,500 以上のもの
	2	敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
	3	当該敷地内における建築物等の位置を表示する図面で縮尺 1/100 以上のもの
	4	彩色が施された2面以上の立面図で縮尺1/50以上のもの
	5	建築物等の平面図で縮尺 1/100 以上のもの
	6	景観計画に示す主要眺望地点から見た完成予想図(背景及び周辺を含めたもの)
	7	その他参考となるべき事項を記載した図書
瀬戸内市景観 条例第10条第 1 号に掲げる 行為	1	位置及び周辺の状況を表示する図面で縮尺 1/2,500 以上のもの
	2	敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
	3	当該敷地内における雉積物等の位置を表示する図面で縮尺 1/100 以上のもの
	4	その他参考となるべき事項を記載した図書
瀬戸内市景観 条例第10条第 2号、第4号又 は第5号に掲 げる行為	1	位置及び周辺の状況を表示する図面で縮尺 1/2,500 以上のもの
	2	敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
	3	現況図で縮尺 1/1,000 以上のもの
	4	計画図で縮尺 1/100 以上のもの
	5	行為の前後における土地の縦横断図で縮尺 1/100 以上のもの
	6	その他参考となるべき事項を記載した図書
瀬戸内市景観 条例第10条第 3 号に掲げる 行為	1	位置及び周辺の状況を表示する図面で縮尺 1/2,500 以上のもの
	2	敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
	3	伐採計画図で縮尺 1/1,000 以上のもの
	4	伐採後の土地利用計画図で縮尺 1/1,000 以上のもの
	5	その他参考となるべき事項を記載した図書